

報告第2号

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の
一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

○ 令和2年4月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の
一部を改正する規程

○ (西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会文書取扱規程（平成15年西宮市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「情報システム課」を「情報企画課」に改める。

○ (西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会表彰規程（平成30年西宮市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会参与（人事担当）」を「教育委員会参与（併任者を除く。）」に改める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。



現 行	改 正 案
(定義)	(定義)
第3条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。	(1) 文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
(2) 文書管理システム 電子計算機を用いて、文書の收受、起案（第17条第5項の規定により起案する場合を除く。）、保存、廃棄その他の文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務局総務総括室総務課が管理するものをいう。	(2) 文書管理システム 電子計算機を用いて、文書の收受、起案（第17条第5項の規定により起案する場合を除く。）、保存、廃棄その他の文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務局総務総括室総務課が管理するものをいう。
(3) 電子決裁基盤システム 電子計算機を用いて、文書の決裁に関する事務の処理を行いうためのシステムで、総務局情報管理部情報企画課が管理するものをいう。	(3) 電子決裁基盤システム 電子計算機を用いて、文書の決裁に関する事務の処理を行いうためのシステムで、総務局情報管理部情報企画課が管理するものをいう。
(4) 備品管理システム 西宮市会計規則（昭和40年西宮市規則第17号）第3条第3項に規定する備品管理システムをいう。	(4) 備品管理システム 西宮市会計規則（昭和40年西宮市規則第17号）第3条第3項に規定する備品管理システムをいう。
(5) 旅費管理システム 職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和34年西宮市規則第15号）第11条に規定する旅費管理システムをいう。	(5) 旅費管理システム 職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和34年西宮市規則第15号）第11条に規定する旅費管理システムをいう。
(6) 勤務状況管理システム 西宮市勤務規則（昭和55年西宮市規則第28号）第26条に規定する勤務状況管理システムをいう。	(6) 勤務状況管理システム 西宮市勤務規則（昭和55年西宮市規則第28号）第26条に規定する勤務状況管理システムをいう。
(7) 電算処理依頼管理システム 電子計算機を用いて、主管課が西宮市電子計算組織運営規程（昭和63年西宮市訓令第7号）第2条第5号に規定する電算処理を総務局情報管理部に依頼（以下「電算処理依頼」という。）するためのシステムで、同部が管理するものをいう。	(7) 電算処理依頼管理システム 電子計算機を用いて、主管課が西宮市電子計算組織運営規程（昭和63年西宮市訓令第7号）第2条第5号に規定する電算処理を総務局情報管理部に依頼（以下「電算処理依頼」という。）するためのシステムで、同部が管理するものをいう。
(8) オープンファイルシステム 文書ファイル管理簿に沿って、年度当初に個別ファイルを作成し、個々の完結文書を綴していくことによって文書を整理保管する方式をいう。	(8) オープンファイルシステム 文書ファイル管理簿に沿って、年度当初に個別ファイルを作成し、個々の完結文書を綴じて文書を整理保管する方式をいう。
(9) 完結文書 第26条の規定により完結した文書をいう。	(9) 完結文書 第26条の規定により完結した文書をいう。
(10) 総括課 西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号。以下「事務局処務規則」という。）第5条第2項に規定する総括課をいう。	(10) 総括課 西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号。以下「事務局処務規則」という。）第5条第2項に規定する総括課をいう。
(11) 予算経理課 事務局処務規則第5条第3項に規定する課等をいう。	(11) 予算経理課 事務局処務規則第5条第3項に規定する課等をいう。

西宮市教育委員会表彰規程（第13編第1章 人事）

現 行	改 正 索 索
<p>(表彰選考委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第2項に掲げるものの適否を審査させるため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長、教育次長、<u>教育委員会参与（人事担当）</u>、<u>教育総括室長</u>、<u>社会教育部長</u>、<u>学事・学校改革部長</u>及び<u>学校教育部長</u>をもって構成する。</p> <p>3 委員長は教育長を、副委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第1号に定める教育次長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。</p>	<p>(表彰選考委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第2項に掲げるものの適否を審査させるため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長、教育次長、<u>教育委員会参与（併任者を除く。）</u>、<u>教育総括室長</u>、<u>教育教育部長</u>、<u>学事・学校改革部長</u>及び<u>学校教育部長</u>をもって構成する。</p> <p>3 委員長は教育長を、副委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第1号に定める教育次長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。</p> <p>(略)</p>